

第 2 次にのみや男女共同参画プラン

(修正素案)

プランの内容

< 施策① > 男女共同参画意識の普及・啓発と教育 (I-1-①)**【課題】**

男女共同参画社会基本法の制定以降、国を挙げて法律や制度の整備を進めながら施策の推進がなされ、町においても「男女共同参画社会」の実現には向けた各種の取り組みを実施してきましたが、いまだに誤解や偏見といった多く問題が残されています。

町では平成 23 年度に実施した町民アンケート調査の「町が実施する男女共同参画に関する取り組み」の認知度について、7 割強の回答者に知られていないという状況があります。

男女全ての個人が互いに人権を尊重し、利益を公平に享受するとともに、その責任を担い、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男女共同参画の意識普及・啓発が必要となります。

【施策の内容】

男女が共に多様な生き方を選択できるような社会を実現できるよう、そして、次代を担う子ども達が発達に応じて個性と能力を発揮できるよう、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる分野において、男女共同参画を自身の問題として捉え、これに基づく知識技術の習得等による経済的自立や職業に対する意識を醸成できるようにするために、将来を見通した自己形成を促す生涯教育を推進していきます。

また、町民が男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー^{*}）を養うための啓発や学習機会の場を提供していきます。

※「メディア・リテラシー」・・・メディアの情報を主体的に読み解く能力。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-----------------------------------|--------------------|-----------------|
| 男女共同参画が町民に理解されているか 町民アンケート調査結果 | 町取組みへの認知度 25.3% | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-------------------------------|-----------------|------------------|
| 役場、事業所等における意識改革のためのイベント等の開催回数 | 2回/年 | 6回/年 |
| 男女共同参画出前講座や啓発誌による男女共同参画意識の啓発 | 1回/年 | 3回/年 |
| 図書館男女共同参画情報コーナーの図書貸出冊数 | — | 図書収集と提供 50冊/年 |

＜ 施策② ＞ 性別役割分業意識の解消に向けた啓発 (I-1-②)

【課題】

男女共同参画はすべての人々の課題であるにもかかわらず、「稼ぎ手は男性」、「女性は家庭を守り、家計の補助として働く」といった固定的性別役割分担意識が依然として残っています。また、「働く女性の問題」や「家庭内や職場内での些細な問題」として捉えられたりすることがありますが、このようなことが男女共同参画の実現を阻み、社会全体の変革につながらない要因であるといえます。

平成 23 年度に実施した町民アンケート調査の「家庭生活における男女共同参画での日常的な家事分担」において、理想としての回答では男女が平等に行うという意識の割合が約 40% 前後となっていますが、現実では全ての家事を「妻が中心」に担っているという回答が約 75% となっており、現実と理想との乖離が見られます。固定的性別役割分担意識は一朝一夕に払拭できるものではありませんが、男女共同参画を自身の問題として捉えて、あらゆる場においての意識啓発を行う必要があります。

【施策の内容】

性別役割分業意識の解消を啓発するためには、性別、年齢を問わず、様々な人が参加しやすい場において、男女平等の意識づくりや自立した生活の重要性を自ら認識できる学習機会の充実を図る必要があります。特に次代を担う若い世代が個性を尊重しながら、自立意識の醸成や生活設計を確立するためには、乳幼児期からの男女平等意識の形成が有効であると考えられるため、個性や能力が発揮できる職業観や生活観を育む教育の推進及び幅広い啓発活動を推進していきます。

また、地域においても活発に活動・参加できる環境づくりを目指し、組織での役割や地位が性別によって偏ることのないよう、地域の実情を考慮しながら働きかけを行っていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 性別による役割分業意識が解消されているか 町民アンケート調査結果 | 男女の地位に関する 意識（各種分野ごと） 60%弱 | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 乳幼児からの男女平等意識を形成するための職員、保護者等への啓発、情報の提供 | — | 2回／年 |
| 教職員の資質向上を図るため、教職員への男女共同参画、セクシャルハラスメントの研修の実施 | — | 1回／年 |
| 進路指導や職業教育の充実、キャリア教育（実践発達段階に応じた体験学習等）の推進 | — | 2回／年 |
| 男女平等をテーマとする図書館の読み聞かせ事業の実施 | — | 参加者 200人 |

＜ 施策③ ＞ 働き方の見直しに向けた啓発 (I-1-③)

【課題】

平成19年に政労使[※]トップの合意として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことにより、ライフスタイルや価値観が多様化した近年において、仕事や家庭生活、地域生活との調和を望む声は少なくありません。しかし、経済のグローバル化に伴う企業間の競争の激化は、長時間労働の過重労働による働く人々の将来への不安を引き起こし、家事や育児に参加できない男性や、女性が就労を継続することや、意欲を持ちながら社会参画することを妨げているという実態があります。

こうした従来からの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、個々の健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、家族としての育児・介護を含めた責任を安心して果たすことを可能にさせるだけでなく、結婚や出産、育児に際して就業を中断せざるを得ない女性たちの『M字カーブ[※]問題』の解消や、少子・高齢化社会における経済の持続可能な発展や活性化、企業の生産性の向上につながるものです。

このため、企業や働く者が子育て支援策や男女共同参画に関する施策において密接な連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを着実に進めていく必要があります。

※「政労使」・・・政府・労働者（連合など）・使用者（経団連など）の3者

※「M字カーブ」・・・日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する特徴があるためです。

【施策の内容】

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、地域も生活に欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ人生の生きがいや喜びが倍増します。男女がともに人生の各段階において、価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な生き方を選択・実現できるように、個人の生活充実のみならず、企業としても経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスは、企業にとっても優秀な人材確保と定着、モチベーションアップ、心身の健康保持、生産性の向上等のメリットが生まれ、その相乗効果として、家庭で過ごす時間の充実や、自己啓発、地域活動への参加を可能にしてくれます。そのため、ワーク・ライフ・バランスの考え方についての経営上のメリットや必要性を情報提供していくとともに、仕事と生活の両立支援をするための制度として、育児・介護休業制度等の積極的な取得、労働時間の短縮等の環境づくりに向けた普及・啓発を進めていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|------------------------------|-----------------|
| ワーク・ライフ・バランスの達成率 町民アンケート調査結果 | 理想どおりのバラン スが取れている 30%弱 | 100% |
| 育児・介護休業制度の取得をしている人の割合 町民アンケート調査結果 (制度や取組みがあり、活用したことがある) | 13.2% | 30% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 生き生き活躍する男性の [※] ロールモデルの発掘に向けた その活躍事例の発信回数 | — | 3回/年 |
| 時間労働やフレックスタイムなどの多様な働き方の整 備を進めるよう企業への啓発回数 | — | 2回/年 |

※「ロールモデル」・・・将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。

< 施策④ > あらゆる暴力の根絶に向けた啓発 (I-1-④)

【課題】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」をはじめとする法制度や行政側の取組み及びその体制整備により、ある程度の進展があるものの、女性や子どもに対する暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識が、未だ社会全般に浸透しているとは言えません。また、暴力は人生を豊かに生きる権利を侵害し、弱い立場にある人を支配しようとする行為であり、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、児童・高齢者への虐待等では男女共に被害を受け、肉体的・精神的に苦しんでいます。特に、性犯罪・性暴力については誰にも相談できなかった事例や低年齢時の被害も多く、インターネットや携帯電話等のメディアの急速な普及による有害情報の氾濫等の新たな課題も発生しています。

被害者は経済的・社会的に自立することが困難であることから、暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれてしまう事例が多く、これらに対し、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強化するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通して被害の潜在化や深刻化を防止し、関係機関と連携して被害者の支援を進める必要があります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、町内在住の外国人が増えて、外国人の親を持つ子どもが増加していますが、特に外国人女性の場合、言語、文化、価値観の違い等から摩擦が生じ、女性であることで働きにくく、経済的自立が困難であるといった二重の差別を受ける状況があります。

【施策の内容】

あらゆる暴力に対する被害者に対して、その暴力の形態や被害者の属性等に応じた相談、保護、生活、就業等の支援や情報提供等をきめ細かく実施していくためには、相談員の質の向上を維持する必要があります。現場ニーズに即した研修や、被害者が利用しやすく各関係機関と職員が緊密に連携した相談体制の整備が必要となるため、暴力の発生を予防、根絶するための啓発活動を進めながら、各関係機関との連携を強化して相談体制の充実に努めていきます。

また、暴力を伴わない人間関係を構築するため、若年層に対する予防啓発の拡充や教育・学習の充実に取り組んでいきます。

そして、町民一人ひとりが国際的な理解を深め、多様な文化や生き方を認め合える意識を醸成するとともに、人権を尊重した多文化共生のまちづくりに向けた情報の提供を検討していきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|--|-------------------|-----------------|
| あらゆる暴力について認識が高まり、根絶に向けた啓発が成されているか 町民アンケート調査結果 | 被害の相談をした割合 40% | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|
| 相談環境の整備と充実に向けた相談員及び職員の資質の向上を図る研修 | — | 2回/年 |
| DV 相談件数 | 19件/年 | / |
| パープルリボン等の運動の啓発周知回数 | — | 2回/年 |
| 青少年環境浄化活動の回数 | 1回/年 | 4回/年 |
| 通学路や公園等における防犯・安全対策の強化、安全安心のまちづくりパトロールの実施回数 | 随 時 | |
| 犯罪未然防止のための情報提供の発信 | 随 時 | |

< 施策⑤ > 政策方針決定の場への男女共同参画 (Ⅱ-2-①) < 施策② >

【課題】

平成 15 年から国は男女共同参画社会の実現に向けて「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標（『2020 年 30%』の目標）を達成するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進してきましたが、固定的性別役割分業意識やキャリア形成機会の男女間格差が未だ解消されておらず、政策・方針の立案、法定の場において女性の意見が十分に反映されていない状況が続いています。

その主な要因として、出産や子育てによる就業の中断等により指導的地位に立つ女性候補者が少なかったこと、あるいは、ロールモデルの不足によって女性が孤立し不安を抱えてしまったこと、長時間労働が可能であることを前提とした勤務への躊躇があったこと等ポジティブ・アクションを推進する上での環境整備が不十分だったことがあげられ、かえって女性自身の指導的地位への敬遠につながったのだと考えられています。

町でも政策方針決定の場への男女共同参画として、各種審議会等への女性参画を推進するための啓発を行ってきましたが、委員の選定基準に法的な定めのある審議会等があるため、国の目標とする 30%に達しない状況が続いています。

【施策の内容】

町民の半数は女性であり、町の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かして町民サービスをすることは、町民満足度の高い町政の実現につながります。

行政と町民が一体となり、まちづくりの実現に向けて町の審議会等の委員改選時に、積極的な女性登用を促進するため各所管課へ働きかけを行い、また、女性登用が進まない審議会については、柔軟な委員候補の選出等を行うよう推進していきます。

また一方で、女性にも意思決定の場に進んで参画し、状況を変えていく力を持つ（エンパワメント）ことが求められているため、女性の意識や能力向上のための学習機会を提供し、身近なロールモデルの発掘や女性リーダーの育成を進めるとともに、審議会等に推薦する女性の人材情報の収集や提供を進めていきます。また、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事についての相談にのり、助言するメンター制度の周知を図っていきます。

※「メンター制度」・・・職業上のモデルとなる先輩（メンター）が、後輩（メンティ）の精神的・人間的・職業上の成長を支援するために、相談（メンタリング）を提供する制度。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|
| 目指す姿 『意思決定の場への女性参画が高まり、その能力が生かされています』 | — | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 審議会等への女性委員の登用率 | 23.0% | 30% |
| 女性の活躍事例の発信回数 | — | 2回/年 |
| 『2020年30%』に向けた女性人材ファイルの収集 | — | 10件 |
| 女性の意識・能力向上のための講座開催についての情報提供 | — | 2回/年 |

＜ 施策⑥ ＞ 家庭生活における男女共同参画 （Ⅱ-2-②）

【課題】

家庭は社会生活の中で基本的な生活単位であり、「子は親の鏡」と言われるように、各家庭環境から子どもは基本的な生活習慣や倫理観、社会規範を学び身につける重要な役割を担う場です。しかし、少子高齢化が深刻化する状況にあっても、家事、子育て、教育、介護などの家庭責任の多くは女性が担い、依然として家庭内での男性優位が解消されていません。

男女がともに社会のあらゆる生活に参画していくためには、労働時間の短縮への取組を進め、家庭を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割や責任を円滑に果たし、家庭生活と仕事等との両立が図られるようにしなければなりません。

またその潤滑油としても、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、心身ともに健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会等への参画を通じて自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含めて家族が安心して暮らし、その責任を果たしていく上で重要なものであるため、啓発を進める必要があります。

【施策の内容】

家庭生活における男女共同参画を推進するためには、まず、幼少期から身近な家庭環境を通して個々の人権が尊重されることを学べるように、保護者への男女共同参画の学習の場や情報を提供する必要があるため、特に男性の家事や育児、介護などへの積極的な参画を促進し、固定的性別役割等にとらわれない意識改革や育児の知識・技術を身につけられるような学習の機会を充実させていきます。

さらには、仕事と生活の調和を勧めるための幅広い啓発を行い、社会的な機運の醸成を図っていきます。仕事と家庭が両立できる職場環境の整備として、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められているため、子どもたちの幸せが尊重されるよう配慮しながら、時間外延長保育、一時保育、放課後学童保育等の一層の保育サービス等の拡充や、子育てサロンや保健センターを拠点とした子育て相談・指導体制の充実を図っていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|-----------------|---------------------|
| 男女の家事平均時間 週平均家事時間 1 日あたり 女性 181 分、男性 31 分 全国平均有業者 | — | 女性 170 分 男性 40 分 |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 男性の家庭・育児・介護等への参画講座の開催回数 | 10 回／年 | 20 回／年 |
| 講座・フォーラム等における一時保育室の設置と その促進 | 随 時 | |

＜ 施策⑦ ＞ 地域活動における男女共同参画 （Ⅱ-2-③）

【課題】

家族構成の多様化や都市化の進展、女性の社会進出などに伴い、地域での支え合いやコミュニティづくりの必要性が高まっています。特に男性は仕事の忙しさなどから、地域活動への参加が難しい状況にあります。また、逆に参加意識はあっても時間やきっかけがないために参加できない人が多く、平成 23 年度に実施した町民アンケート調査の「地域活動の場で男女共同参画を進めるための方策」として回答者の 6 割が、「さまざまな立場の人達が参加しやすいように環境の整備をすること」と答えています。今後は男女が共にその責任を担わないと地域コミュニティが立ち行かなくなるといった懸念があるため、生活に身近なところから、安心して社会参画できる機会の提供や環境整備を図る必要があります。

また、地域における課題やニーズが多様化する中で、暮らしやすく活力ある地域社会を築くためには、行政だけではなく、住民、NPO などさまざまな主体が地域活動への幅広い町民の参画を促すことが必要です。地域活動に携わっている女性は多いにもかかわらず、地域の意思決定過程への女性参画が低いといった現況に対し、男女がともに支えあう地域づくりを推進することが一層求められています。

さらに、高齢化社会をより豊かで活力あるものにしていくため、高齢期の男女を単純に支えられる側として位置づけるのではなく、年齢や性別に基づく固定的役割分担意識を取り除き、他の世代とともに、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉える必要があります。定年等により退職した男女が、これまでの経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活が送れるような支援を図る必要があります。

【施策の内容】

男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参画を促進するための啓発活動を進めていきます。特に高齢化が進む中では、元気で経験豊かな高齢者が増えるため、高齢者の日常生活の充実を高めるためにも、社会参加ができる活動の場や、性別を問わず幅広い層の人々がその人のライフスタイルにあった社会・地域活動への参加方法を模索し、地域組織に対しても活動日や時間帯等に配慮した活動の啓発をしていきます。そして、地域における町民協働のボランティア活動やNPO活動などに対しては補助支援を行っていきます。

また、突発的に発生する災害時においては迅速かつ的確な支援体制が求められるため、女性の視点で地域防災を見直すことは、高齢者や子ども等の災害弱者の問題を考えるきっかけにもなり、今後はこれまで女性の参画があまりみられなかった防災や観光、環境などの分野においても男女共同参画の視点からの取組みを進め、地域づくりに関する意思決定の場への女性の参画の拡大を推進し、町民の日常生活を取り巻く身近な環境から男女共同参画を推進し、地域力を高めていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 地域活動に参加しているか 町民アンケート調査結果 | 参加している 42.4% | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 地区長連絡協議会における女性地区長の割合 | 10% | 20% |
| 小中学校 PTA における女性会長の割合 | 0% | 20% |
| 防災分野への講座における女性参加者の促進 | — | — |
| 女性防災隊の隊員数 | 15人 | 30人 |
| 応急手当普及講習会への参加者 | 209/431 中 | 300人 |
| 災害時要援護者支援体制のある地区 | 4地区/20地区中 | 10地区 |
| 地域における青少年リーダー養成と青少年グループ活動の支援 | 随 時 | |

＜ 施策⑧ ＞ 働く場における男女共同参画 (Ⅱ-2-④)

【課題】

男女性別を問わず一人ひとりが、多様な生き方をしていく上で、就業により経済基盤を確保し、経済的に自立することが重要です。男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法の改正など、徐々に職場における法的な環境の整備は進んできているものの、未だ固定的性別役割分担意識が根強く、結婚、出産、子育て期に就業を中断せざるを得ない女性は多く、また女性が継続就業や再就職をできるような雇用環境整備が不十分であることから、働く場における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されていない状況が続いています。

また、近年は女性、若年層だけでなく、中高年の男性にも非正規雇用が増えています。非正規雇用は相対的に低賃金で、雇用が不安定になりがちであるとともに、雇用先での職業能力開発の機会を得にくく、キャリア形成が阻害されるため、就労意欲を減退させることにもつながり、自立的、安定的な生活を送ることを困難にさせています。

男女が当たり前働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるような多様な雇用形態の整備を図り、そして「人間らしい働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）」を実現することは、労働人口の減少や「M字カーブの問題」の解消、長時間労働の抑制につながるため、経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスと合わせて、雇用環境の整備に取り組んでいく必要があります。

【施策の内容】

男女雇用機会均等法等の関係法令、男女間賃金格差の解消に向けた「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」の周知については、労使に限らずに幅広く啓発を行っていきます。また、女性の就業機会の確保のため、新卒就職の支援、募集や採用における年齢制限の禁止の徹底に向けた啓発を行っていきます。

また、企業においては、CSR（企業の社会的責任）の視点からも女性の能力が十分に発揮できるように、積極的にポジティブ・アクションを導入できるような取組みに向けたノウハウ等に関する情報提供を行っていきます。

さらには雇用分野のみならず、起業や自営業等の分野においても、男女が均等な機会の下で一層活躍できるような知識や手法に関する情報について、商工会等との連携を密にして発信していきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 目指す姿 事業所等における男女共同参画の取組みが促進されている | — | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 育児休業・介護休業制度の普及促進に向けた取組み | — | 2回/年 |
| 起業支援や離職者等への再就職支援に関する研修等の 情報提供回数 | — | 2回/年 |
| 企業の取組み事例の発信回数 | — | 2回/年 |
| 農家における家族経営協定の締結数 | 0戸 | 2戸 |

＜ 施策⑨ ＞ チャレンジやキャリアアップのための支援 （Ⅲ-3-①）

【課題】

少子高齢化や、雇用の変化、グローバル化が進展する中、持続的に新たな価値を創り、経済活性化を図るには、女性をはじめ、多様な人材確保が必要となります。特に将来的な労働不足の解消に向けて、女性が能力を発揮していくことは、経済の基盤となる人材活用に有効であり、社会の活力を保つことにつながります。

男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択できる環境が整備され、職務や能力・働き方に応じた適正な処遇や労働条件を確保することが求められます。

特に育児や介護でいったん就業を中断して新たにチャレンジしようとする女性にとっては、情報へのアクセス機会が少なくなるという状況を考慮して、様々な支援機関における各種 IT 講座等の活用により、技術革新に対応できるような情報を収集、判断、創造、発信する ICT リテラシーを高めるための機会をより身近な場で提供できるようにする必要があります。

また、企業としては、非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者に対して、正規労働者になるための職業訓練等の支援を積極的に行う姿勢が求められています。

【施策の内容】

女性の職業選択の幅を広げるためには就職する前の段階において、女性が自らキャリアプランを描けるようにキャリア教育を推進することや、その能力を再開発する職業訓練の機会を拡大し、就労支援することが必要です。

学校での進路指導においては、激動する実社会に関する情報を十分に把握し、女子生徒の能力、適性、興味関心、将来の進路希望に基づいて職業指導や進路指導を適切に指導するなど、一層の充実に努めていくとともに、教職員の資質向上を図るための研修の充実に努めます。また、将来のチャレンジへ夢が持てるよう輝いている女性の事例の提供をしていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 目指す姿 チャレンジやキャリアアップの支援が図られている | — | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 能力開発とスキル向上を目指すキャリアアップセミナー等の開催や就職支援情報の提供 | — | 2回／年 |
| 産後の再就職応援セミナー等の開催や就職支援情報の提供 | — | 2回／年 |

＜ 施策⑩ ＞ 育児や介護への社会的支援 （Ⅲ-3-②）

【課題】

近年の核家族化、少子化の進行が地域とのつながりの希薄化などを招いているといわれていますが、育児不安を抱え、孤立した子育て家庭が増加しています。親の子育て不安や、子育て負担によるストレスは、直接的にも間接的にも子どもの健全な育成に大きな影響を与えかねないことから、子育ての不安を取り除くための環境づくりの整備をする必要があります。こうした子育て不安の解消に向けて、子育てに関する各種情報提供の充実や子育て親子の交流、子育て支援ネットワークの構築などが課題であり、子育て家庭が孤立しないよう地域で支えあう意識を醸成していくことが必要です。

また、高齢者や障がい者の自立や社会参画の支援、介護体制の構築などが進んではいるものの、未婚・離婚の増加や高齢化の進展により、単身世帯とひとり親世帯が増加し、さらには長期的な経済の低迷によって非正規雇用に就かざるを得ない労働者の中で女性の困窮率が高く、高齢単身女性や母子世帯ではさらにこの影響を受けやすくなっています。

一方で、根強く残る固定的性別役割分業意識やワーク・ライフ・バランスが不確立であるために、高齢単身男性や父子世帯は、地域でのネットワークが少なく孤立しがちな傾向にあります。

児童・高齢者への虐待等の問題の解消に向けて、子育てや介護をともに社会全体で担う意識づくりや、それをサポートする相談体制の充実、安心して子どもを産み育て、介護負担の軽減に向けた環境の整備や支援を図っていく必要があります。

【施策の内容】

子ども、高齢者、障がい者の心身ともに健康で安心して暮らせる環境づくりは勿論のこと、子育てや介護等に不安を持つ親や介助者に対しても、相談や支援の強化を図るとともに、様々な家庭の生活状況や意識、身体機能等の違いに配慮した自立のための支援を充実させていきます。あわせて、誰もが不自由することなく日常生活や社会活動ができるように、利用しやすい公共施設の整備を進めていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 育児や介護への社会的支援が充実しているか | | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 保育サービスの充実 一時保育 | 1箇所 | 2箇所 |
| 放課後学童やファミリーサポートセンターのサービスの周知 | — | 2回/年 |
| ひとり親家庭への相談支援 | 随 時 | |
| 障がい者の介護等支援サービスの推進と充実 | 随 時 | |
| 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の推進と充実 | 随 時 | |
| 公共スペースのユニバーサルデザインの導入 | 随 時 | |

< 施策① > 心と身体の健康づくり支援 (Ⅲ-3-③)

【課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことが、男女共同参画社会を形成する上で不可欠になります。

生涯を通じた男女の心と身体の健康づくりの支援施策として、HIVをはじめとする性感染症や薬物乱用の予防啓発、不妊治療に関する特定不妊治療費助成事業の実施や不妊治療カウンセリング体制の普及、周産期医療ネットワークの整備等により、徐々に進んできてはいるものの、依然として HIV 感染者、エイズ患者数の増加や医師・救急医療体制の不足、性差医療の普及体制が十分とは言えない状況にあります。

女性は子どもを産む、産まないにかかわらず、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の人生の各段階に応じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性が妊娠や出産を女性自身自分で決定する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」があることを女性の基本的人権として社会全体が尊重し、再認識していく必要があります。

一方男性は、経済の長期低迷の影響を受けて、近年うつ病の重症化による自殺率の増加傾向が、家計の支え手という固定的性別役割分担意識が男性にもたらす長時間労働等の重圧、ワーク・ライフ・バランスが不確立であるために精神面で家庭や地域から孤立しやすいという心身問題と関連していることを十分考慮して、早急に対策をとる必要があります。

このように、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理ができるよう、発達段階に応じた適切な性教育や健康教育を推進するとともに、食生活やスポーツ等を通して、それぞれのライフスタイルに合った健康管理や健康づくりを支援していく必要があります。

【施策の内容】

男女がその健康状態に応じて正確な知識や情報を入手し、適切に自己管理できるようにするためには、幼少期から家庭・地域と連携し、また学校においても保健体育の授業、学級活動等を通じて、発達段階に応じた性教育、健康教育、食育を計画的に進めていく必要があることから、それらの取組みを支援するための健康相談体制の整備や知識の普及啓発、健康診査及び指導等を推進し、支援していきます。

特に、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因ともなりかねない行為であり、また、喫煙や過度の飲酒も健康を損ないやすく、女性への生殖機能や胎児への受動喫煙の悪影響があることなどから、健康に甚大な影響を及ぼす問題についての対策の強化を図っていきます。

また、乳幼児から高齢者までの全ての人々が心身ともに健康で活力ある生活を送れるように、地域の実態や町民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる、男女を問わない人材の育成と活用に努めていきます。また、生涯を通じた心身の健康づくりを充実させるため、スポーツ教室等を開催し、健康増進を支援していきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 目指す姿 町民の心身の健康支援が図られている | — | 100% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|
| 発達段階に応じた適切な性教育を推進するための研修の開催回数 | 1回/年 | 2回/年 |
| 思春期の女性の健康を守る食に関する知識の普及啓発回数 | — | 2回/年 |
| HIV や薬物乱用防止に関する教育啓発 | 1回/年 | 2回/年 |
| 自殺防止等の対策や相談体制の情報提供回数 | — | 2回/年 |
| 性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）や生活習慣病の予防施策 | 50% | 100% |
| スポーツ推進委員の女性登用率 | 0% | 10% |
| 生涯スポーツ教室の開催数（テニス・サッカー・水泳） | 5回/年 | 12回/年 |

＜ 施策⑫ ＞ 男女共同参画推進活動への支援 （Ⅲ-3-④）

【課題】

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や町民生活の様々な分野に及びます。そのため、NGO や、NPO、町民活動団体等のそれぞれの理念や目的に基づいて結成された多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、その経験や知識に基づいた提言や批判を町施策へ反映させて、幅広いネットワークを構築していくことが、男女共同参画施策の推進のために望まれます。

しかし、町では男女共同参画の視点に立って活動する団体が十分あるとは言えず、登録女性団体を発掘し、その活動の活性化を図る必要があり、団体相互の連携強化と育成支援が課題となっています。

【施策の内容】

男女共同参画をさらに推進するためには、町民が自らの問題として捉え、活動することが基礎となり、地域で活動している団体や個人が、行政と対等にそれぞれの立場で情報を共有し、より効果的に力を発揮できる協働の体制づくりが重要です。行政としても、全庁的に施策に取り組み、町職員が更に男女共同参画に関する認識を高め、常にその視点を持って事業を遂行できるよう努めていきます。

また、ボランティア団体やNPO等の町民活動団体が持つ自主性・主体性を尊重しつつ、情報提供や意見交換を通じてその活動を支援するとともに、男女共同参画に関する効果的な施策の推進に一体的に取り組み、その活動の拠点機能の整備やネットワークの形成を積極的に支援していきます。

そして、社会一般に正しいと知りながら、なかなかその方向に動いていかない事柄について、町が率先して取組むことによってその効果を示し、社会を誘導していくことも重要な役割の1つであると考えられることから、より良い職場環境に向けて庁内推進体制を充実させていきます。

【成果指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 目指すべき姿 男女共同参画推進活動への支援が図られている | — | 80% |

【活動指標】

| 内 容 | 平成 24 年度 現状値 | 平成 34 年度 目標値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 国・県等諸機関と連携して、アドバイザーの派遣により、 各種団体の活動支援を図る | — | 1回／年 |
| 男女共同参画に関する地域の特色を生かした先進的な 取組み事例を情報収集・分析し、情報提供した回数 | — | 3回／年 |
| 各種団体から収集したイベント交流等の情報の提供 | — | 3回／年 |
| 町民活動サポートセンターの機能充実と利用促進 | 1回／年 | 2回／年 |